

地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化 に係る省令改正に伴う条例改正について

地域包括支援センターの職員配置について、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、複数拠点で合算して3職種を配置することなど、柔軟な職員配置を可能とするため、介護保険法施行規則の改正が行われました（令和6年4月1日施行）。

「「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について」（令和6年3月29日厚生労働省老健局長通知）（抄）

介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しを行う。

- ・現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
- ・上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
- ・その際、この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法（平成9年法律第123号）115条の46第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例による。

施行規則の改正に合わせて令和7年3月31日までに条例を改正する必要があるため、所要の改正を行います。

なお、実際の適用に関しては、慎重に行うべきであると考え、事前に運営協議会に諮ることといたします。

以上